

憲法・行政法

平成21年1月10日（土） 10：00～11：30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は2枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

[第1問] (配点: 50点)

近隣の消費者に対して食料品や日用品を販売する商店を営業するXは、所轄するY税務署長に酒類販売業免許（一般酒類小売業免許）を申請した。しかし、Y税務署長は、Xの経営の基礎が薄弱であると認められる場合に該当するとして免許の拒否処分を行った。そこで、Xは本件処分の取消訴訟を提起した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

(資料)

○ 酒税法（抜粋）

(酒類の販売業免許)

第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならぬ。ただし、酒類製造者がその製造免許を受けた製造場においてする酒類（当該製造場について第七条第一項の規定により製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類及び第四十四条第一項の承認を受けた酒類に限る。）の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつぱら自己の営業場において飲用に供する業については、この限りでない。

2～3 (略)

(製造免許等の要件)

第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

一～九 (略)

十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その他の経営の基礎が薄弱であると認められる場合

十一～十二 (略)

○ 一般酒類小売業免許

酒類販売業免許の一つ。販売場において、消費者又は酒場・料理店等の酒類を取り扱う接客業者等に対し、原則としてすべての品目の酒類を小売することができる販売業免許。

[第2問] (配点: 50点)

事例①及び②を読み、設問(1)及び(2)に答えなさい。

事例①

Aらは、平成19年6月3日、X市の「X市立市民会館」を利用して、「○○空港反対全国集会」を開催しようと企画し、X市長に対して、X市立市民会館の使用許可申請をした。X市長は、Aらから使用許可申請を受けた直後に、警察からAらが過激派集団に属しているとの情報を受けた。

X市長は、使用許可を出せば、必ず集会の前後にデモ行進が行われ、また、対立過激派集団の乱入による付近一帯の大混乱のおそれがある等から、X市立市民会館条例第7条第1号「公の秩序をみだすおそれがある場合」及び同条第3号「その他会館の管理上支障があると認められる場合」に該当するものとして、不許可処分にしたいと考えているが、どうするか判断に迷っている。

事例②

A団体は、あらゆる差別事象の撤廃を目的とした団体であり、平成20年10月19日（日曜日）に、結成集会を行おうとX町の「X町立集会所」に申し込みをしようとした。しかし、当該集会所が集会出席予定人数の約2,000人を収容することができないことが判り、結果として使用許可申請は断念した。

そこで、A団体は、これだけの人数を収容する施設はX町の「X町立○○小学校」の体育館等しかないと判断して、○○小学校を所管するX町教育委員会へ出向き、日曜日だから問題はないであろうから、ぜひ使用許可してほしい旨申し述べ、使用許可申請書を提出了。

X町教育委員会は、日曜日であっても、児童が学校に来て、校庭等で遊び、学校を利用していること、また、地元住民の反対運動もあること等から、不許可処分にしたいと考えているが、どうするか判断に迷っている。

設問

- (1) 事例①及び②にいう「使用許可」の行政行為の種類を述べ、それぞれの性質を説明しなさい。
- (2) 事例①及び②のそれぞれについて、「判断基準」を示して、自己の結論を述べなさい。

以上